

香取市建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、香取市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を優良な成績で完成させた建設業者を表彰することにより、工事を施工する建設業者の施工意欲を増進し、施工技術の向上を図り、もって香取市発注工事の品質向上に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる工事は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 当初請負額が1,000万円以上の工事であること。
- (2) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事であること。
- (3) 工事成績評定点が80点以上の工事（優秀工事）又は工事成績評定点が75点以上80点未満の工事のうち第1順位の工事（優良工事）であること。
- (4) 市内に本店又は営業所等がある者が受注した工事であること。
- (5) 契約書、設計図書に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められること。

2 前項に規定する表彰の対象となる工事を施工した建設業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、表彰の対象としない。

- (1) 表彰対象年度に完成した工事において、65点未満の工事成績評定点を受けたとき。
- (2) 表彰対象年度及び表彰式前日までの期間に、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等、表彰することが不相当であると認められる行為を行ったとき。

(選考)

第3条 表彰する工事の選考は、香取市建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）で行う。

(報告)

第4条 委員長は、選考の結果を香取市建設工事表彰報告書（別記第1号様式）により、市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を勘案し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期及び方法)

第6条 表彰は、市長が定める日に表彰状を授与することにより行う。

(庶務)

第7条 審査会及び表彰式の庶務は、契約及び検査担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、審査会に諮るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条）

香取市建設工事表彰報告書

年 月 日

香取市長 様

香取市建設工事等指名業者選定審査会
委員長

香取市建設工事表彰要領第4条の規定により、選考の結果を報告
します。

建設工事の名称	
建設工事の施工場所	
工種	
受注者の名称	
受注者の住所	
建設工事の工期	年 月 日から 年 月 日まで
当初請負金額	円
完成金額	円
工事成績評定点	点
建設工事の概要	
表彰理由	
その他特記事項	

添付書類：工事成績評定表（写し）、結果通知書（写し）及び検査調
書（写し）